

第2次甲府市配偶者等からの 暴力の防止及び被害者支援基本計画

(甲府市DV防止基本計画)

甲府市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 基本理念.....	2
5 基本目標.....	3
6 本計画と関連するSDGs.....	4
7 計画の体系.....	5
第2章 計画の内容.....	6
基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成.....	6
基本目標Ⅱ 被害者への相談支援の充実及び安全の確保.....	10
基本目標Ⅲ 被害者の自立支援の充実.....	13
基本目標Ⅳ 職務関係者の資質向上.....	15
基本目標Ⅴ 関係機関との連携の強化.....	16
資料.....	18
1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	18
2 用語の解説.....	29
3 配偶者等からの暴力（DV）等に関する相談窓口.....	31

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）といい、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすいという特徴があるほか、加害者に罪の意識が薄く、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという傾向があります。

さらに、子どもの前で暴力を振るう「面前DV」は、子どもの心理的虐待につながり、その被害者は増加しています。

また、若年層における交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）は身体や精神に深刻な影響を与えることが多く、また、望まない妊娠のリスクや将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、予防に向けた若年層への教育や啓発等が重要です。

DVの背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があり、DV被害者の多くは女性となっています。

しかし、価値観や生き方が多様化する現代においては、男性のDV被害者及び性的マイノリティのDV被害者、外国人・高齢者・障がい者等、様々な状況が複合的に絡み合うケースも増えてくると推測されます。

こうしたすべての被害者の人権を守り、DVを容認しない社会環境と、被害者支援の取組が必要です。

本市では、平成29年3月に「甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、虐待・DVの防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策に取り組んできました。

平成28年、令和3年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正、令和元年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の一部改正、令和2年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定など、関連する法律等の整備が進む一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどにより、DVの問題が浮き彫りとなっています。

この度、計画期間が令和4年度に満了となることから、基本計画におけるこれまでの取組の検証、市民意識及び社会状況の変化等を踏まえ、「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法に基づき、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や、山梨県の「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を勘案して策定する計画とします。

また、「第4次こうふ男女共同参画プラン」の「基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援」の「Ⅱ-1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」を構成する部門計画とします。

3 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

4 基本理念

誰もが自分らしく生きるためには、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。

DVは被害者の人権を侵害するものであり、「甲府市男女共同参画推進条例」でも第2章において大きく取り上げ、「性別による権利侵害の禁止」を定めています。また、DVは「パブリック・ヘルス(公衆衛生)」の問題であると言われ、健全な社会づくりにDVの根絶は最も重要です。

このことを踏まえ、「DVを許さない社会及びDVを受けた被害者が適切な保護・支援を受けることができ、安心して暮らすことのできる社会」を目指すことを基本理念とします。

5 基本目標

I 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVを根絶するためには、家庭や地域、職場などで、「DVは単なる夫婦喧嘩とは異なり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という理解を深めることが必要です。DVや「DV防止法」などについて、市民に広く周知し、暴力を許さない市民意識の醸成を図ります。また、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」等の相談窓口の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しやすい被害者の早期発見や、被害者への適切な対応に努めます。さらに、DVを未然に防止する対策として、若年層に対する学校等での教育を充実します。

【重点目標】

- 1 普及啓発の推進
- 2 通報や相談窓口に関する情報提供
- 3 若年層への教育の充実

II 被害者への相談支援の充実及び安全の確保

被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、「甲府市女性総合相談室」の相談支援等を充実するとともに、被害者の安心・安全のため、一時避難所の確保や、各相談窓口で相談内容の情報連携・共有方法についての検討を進め、負担軽減及び相談による二次被害の防止が図れる相談体制の充実を進めます。

また、身体に危険が迫り、避難が必要な被害者に対しては、安全の確保を行うために、被害者の状況に応じ、迅速な一時保護が行われるよう「山梨県女性相談所」等の相談機関と相互の連携を強化します。

【重点目標】

- 4 相談支援の充実
- 5 被害者の安全の確保

III 被害者の自立支援の充実

被害者の保護・自立に向けて、安全な住居の確保や就業、生活費、子どもの就学等、様々な問題に対して、各種制度の情報提供や利用の斡旋等の援助とともに、住居確保や「公共職業安定所」等の関係機関と連携した就業に向けた支援、生活費等の経済的支援など、相談者が自立した生活が営めるようになるまでの幅広い支援を充実します。

【重点目標】

- 6 住宅の確保に向けた支援
- 7 就業に向けた支援
- 8 経済的支援等の生活支援

IV 職務関係者の資質向上

被害者支援については、相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めるとともに、被害者の安全を守るための情報管理の徹底を行います。

【重点目標】

- 9 相談員等の資質向上及び研修の充実

V 関係機関との連携の強化

被害者の発見・相談・保護・自立等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行うため、DV相談窓口である「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」と「福祉事務所」、「児童相談所」等との、幅広い分野にわたる連携・協力体制を強化していきます。

特に、心身に深い傷を負った被害者に対する各種支援制度の利用についての手続を支援するため、関係機関と連携を図り、状況に応じて同行支援等を行います。

また、山梨県が開催するDVに関係する会議等に参加し、情報交換を行うことで、関係機関との連携を強化するとともに、被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報提供を行い、円滑な支援に努めます。

【重点目標】

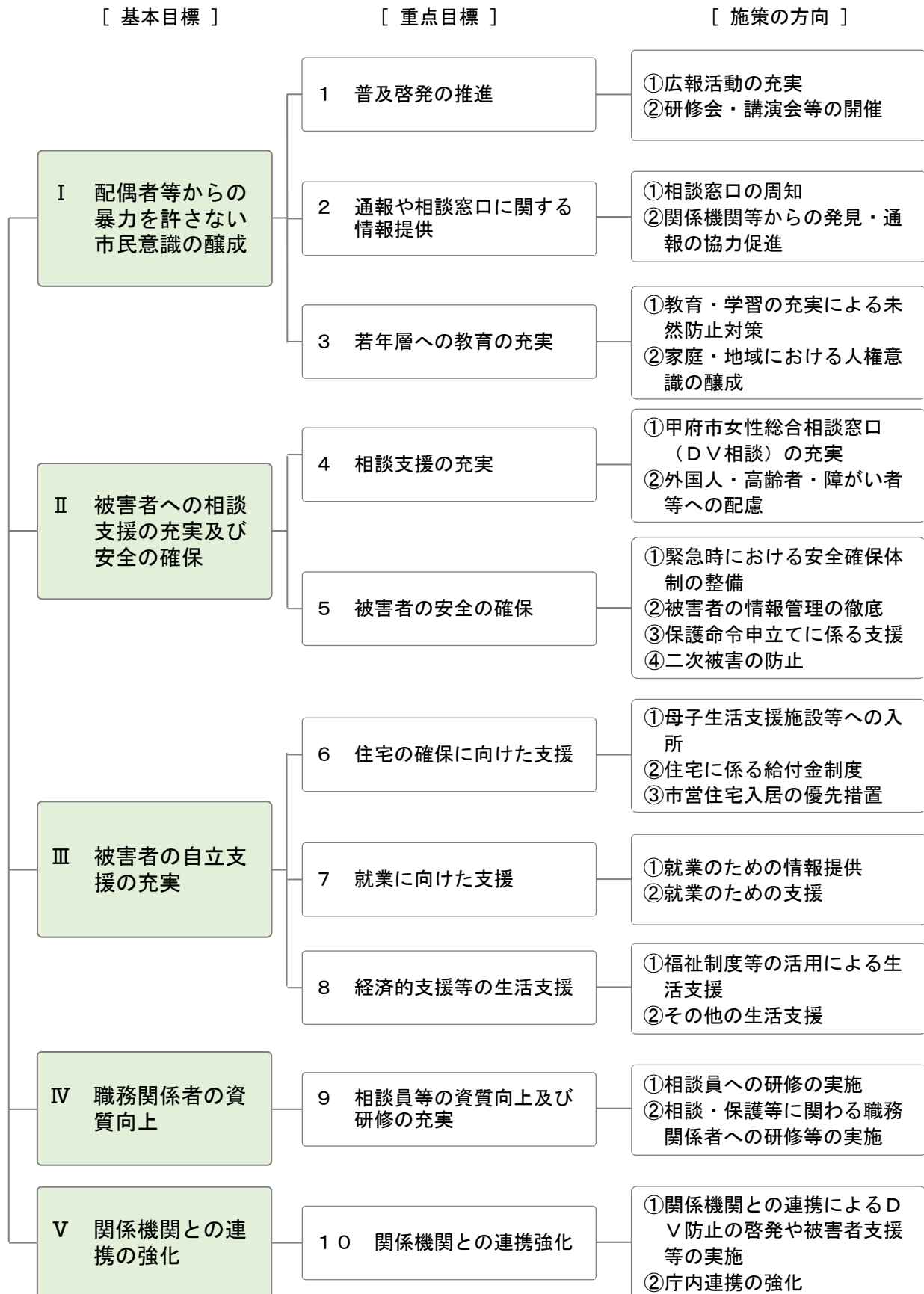
- 10 関係機関との連携強化

6 本計画と関連するSDGs

本計画は、SDGsの目標である「ジェンダー平等を実現しよう」や「質の高い教育をみんなに」、「平和と公正をすべての人に」の達成に資するものとして、被害者の性別を問わず、身体的・精神的・性的など、あらゆる暴力を受けることのないまちづくりを推進していきます。



7 計画の体系



第2章

計画の内容

基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVの防止の観点から、あらゆる人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。

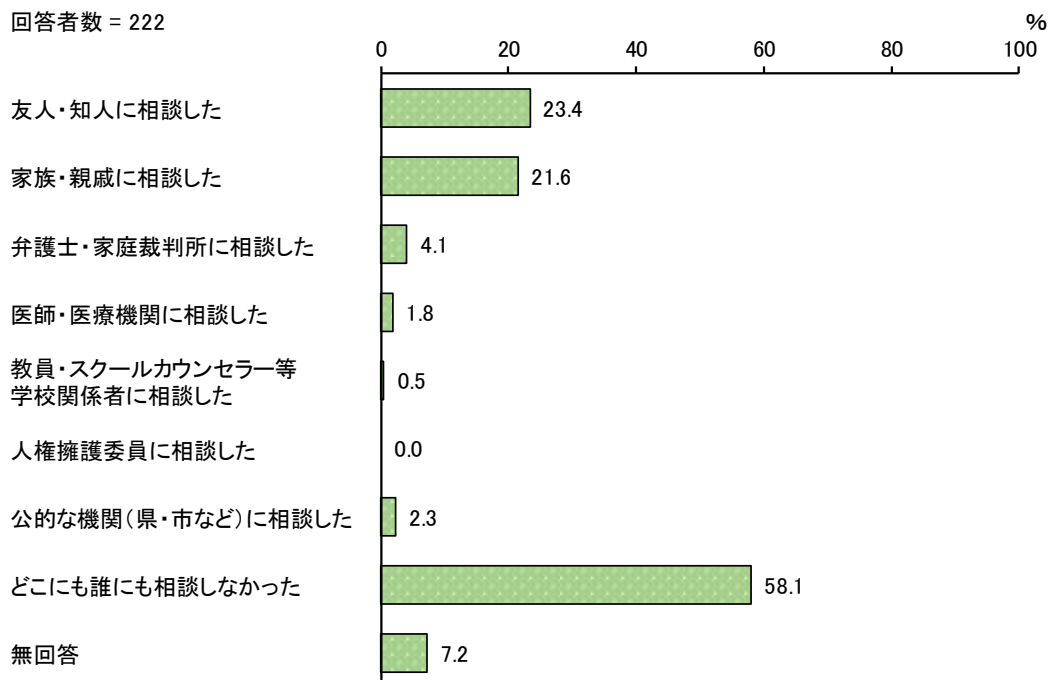
市民意識調査結果では、配偶者・恋人から暴力を受けた人が1割程います。また、配偶者等から暴力を受けたことがある人のうち、「どこにも誰にも相談しなかった」の割合が約6割と最も高く、その理由として「相談するほどのことではなかった」「自分にも悪いところがあった」「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思った」などの意見が挙がっています。

そのため、配偶者等に対して暴力を振るうことが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、市民に広く周知されることが必要です。

また、「甲府市女性総合相談室」を市民に広く知ってもらうため、DVの相談窓口の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校、保育園、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しがちな被害者が相談しやすい環境をつくることが重要です。

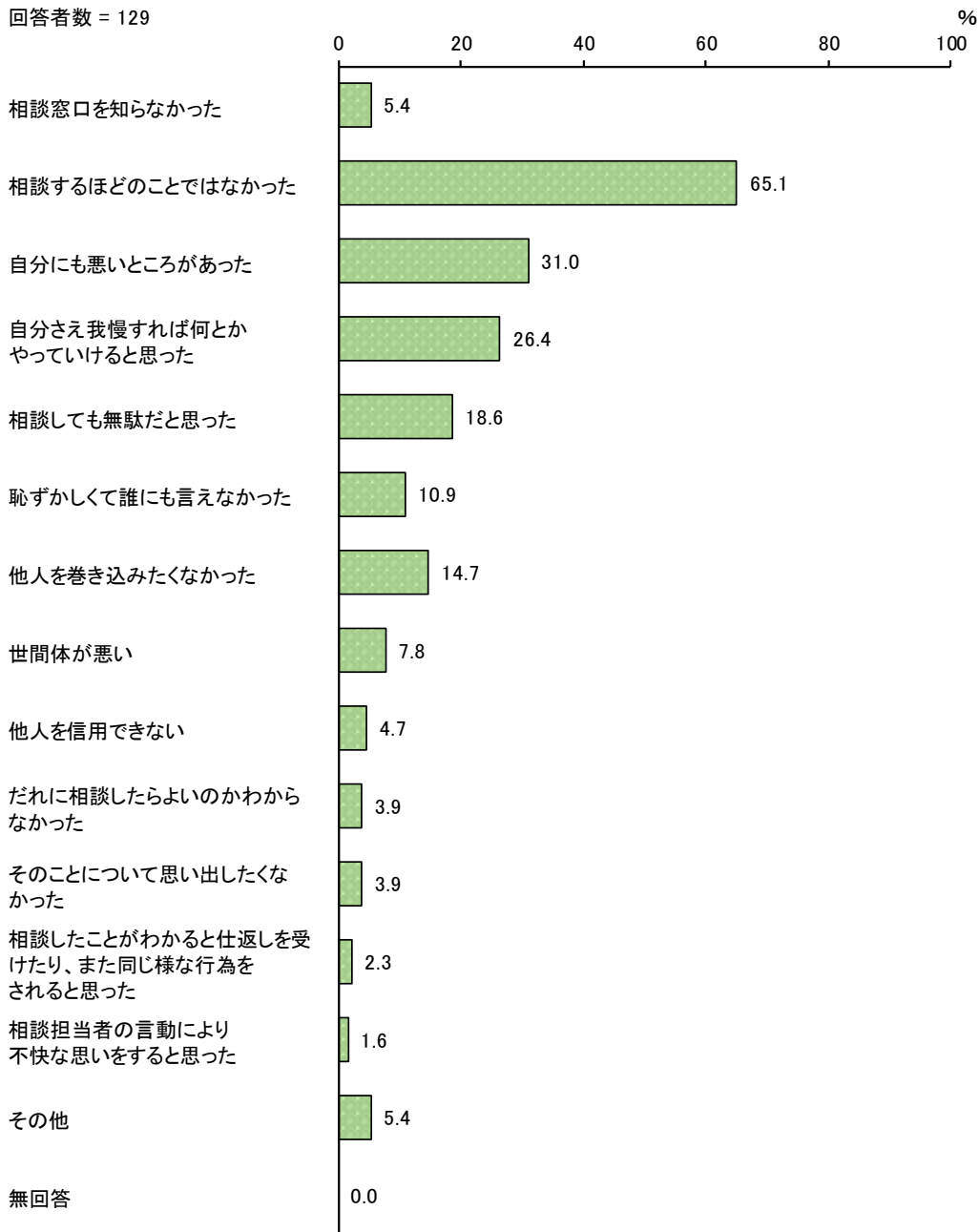
さらに、人権教育、ジェンダー平等教育または人間関係についての教育を推進し、若年層に対しては、交際相手からの暴力（デートDV）について積極的に情報を提供するとともに、未然の防止のための知識の習得が必要です。

[DVを受けた際の相談先について（R4市民意識調査）]

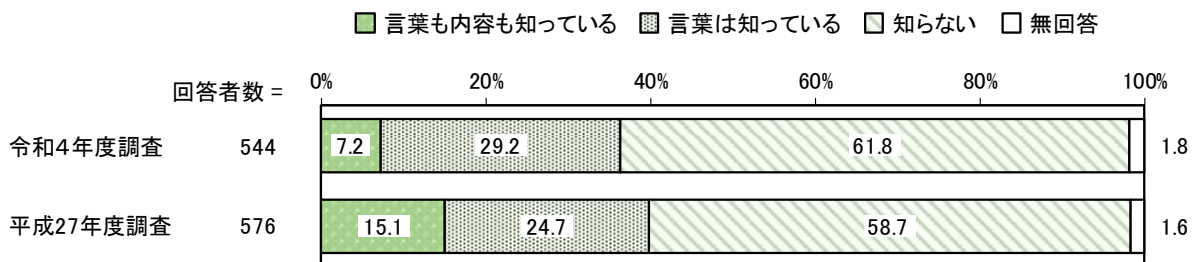


[DVを受けた際相談しなかった理由 (R4 市民意識調査)]

回答者数 = 129



[「甲府市女性総合相談室」の認知度 (市民意識調査)]



1 普及啓発の推進

① 広報活動の充実

DV の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があり、これらは簡単に解消できるものではありません。DV は犯罪をも伴う行為であり、社会的な人権問題であることを広く認識してもらうため、関係機関と連携を図りながら、様々な広報媒体を活用して、啓発活動を行います。また、児童虐待における関係機関との一体的な広報の実施等により、児童虐待とDVとの関連性についても周知していきます。

このほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日から11月25日）に合わせ、市民への、女性の人権を尊重する意識を啓発する活動を行います。

- ・ ホームページ等の電子媒体による広報 (人権男女参画課)
- ・ 広報誌への掲載及び、リーフレット等の作成・配布 (人権男女参画課)
- ・ DV 防止啓発パネル展の開催 (人権男女参画課)

② 研修会・講演会等の開催

暴力を防止するためには、社会全体で取り組む必要があることから、人権尊重の意識や、ジェンダー平等の理念に基づいた意識の醸成を図るため、DV・デートDVについて正しく理解する機会の提供を積極的に行います。甲府市男女共同参画推進委員会と連携し、DVに関する市民向け研修やセミナーを開催するほか、県や「山梨県立男女共同参画推進センター」が開催する研修会、講演会に幅広い市民の参画を呼びかけるとともに、甲府市男女共同参画推進委員等を対象に学習会を開催し、啓発活動を推進します。

- ・ DVに関する市民向け研修・セミナーの開催 (人権男女参画課)

2 通報や相談窓口に関する情報提供

① 相談窓口の周知

DV 被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口等へリーフレットや相談機関を掲載したカードを設置するとともに、様々な媒体を活用し、広く周知を図ります。

- ・ リーフレット・カードの配布及び各施設等への設置 (人権男女参画課)
- ・ ホームページやSNSを活用した広報 (人権男女参画課)

② 関係機関等からの発見・通報の協力促進

被害者と接する機会の多い福祉事務所や医療機関等の職員に対し、「DV 防止法」の趣旨に沿った通報等に関する協力促進を図ります。また、希望する相談者への同行支援などが行われるよう、関係機関等と連携の推進を図ります。

- ・「DV 防止法」の通報等に関する協力依頼の実施 (人権男女参画課)
- ・関係機関等との連携の推進 (人権男女参画課)

3 若年層への教育の充実

① 教育・学習の充実による未然防止対策

デート DV は、身体や精神に深刻な影響を与え、その行為は、将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、犯罪等の予防のためにも、若年層に対する人権尊重の意識を高めるための教育を充実します。

さらに、教員・看護師・保育士等を目指す学生への普及啓発、職務に向けた知識習得につなげ、暴力の未然防止を推進します。

- ・児童生徒の「思い遣る心」を育成する教育、学習の推進 (学校教育課)
- ・若年層への DV・デート DV 等をテーマとした学習機会の提供 **レガシー**
(人権男女参画課)
- ・甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ plus」等での DV・デート DV に関する情報提供の充実 (人権男女参画課)

② 家庭・地域における人権意識の醸成

人権尊重の意識の醸成のためには、家庭や地域等それぞれにきめ細かい人権教育を行うことが重要であることから、各種パンフレットの作成・配布やホームページ等の情報発信を通じて、家庭や地域におけるジェンダー平等の理念に基づいた、人権意識の醸成を図ります。

- ・甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ plus」等での情報提供 (人権男女参画課)
- ・男女共同参画に関するパネル展の開催 (人権男女参画課)

基本目標Ⅱ 被害者への相談支援の充実及び安全の確保

DV の増加・深刻化が懸念されている中で、「甲府市女性総合相談室」の相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑になっています。

DV 被害者の多くは女性であることから、DV をはじめとする女性に関する身近な相談を受け付け、被害者の早期発見につながるよう努めています。しかし、DV や交際相手からの暴力の被害者は女性だけではなく、男性は女性より相談に結び付きにくいことから、男性被害者及び性的マイノリティの方が相談できるように周知することも必要です。

また、被害者が外国人・高齢者・障がい者等であることによって、相談や支援を受けにくいことがないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮が必要です。

市民意識調査結果では、DV 等を防止するために必要な対策について「被害者とその子どもが緊急時に安全に過ごせる避難場所（シェルター）」が挙がっており、被害者の安心・安全のため、一時避難所の確保や、各相談窓口で相談内容の情報共有・連携方法についての検討を進め、相談者の負担軽減及び相談による二次被害の防止が図れるように相談体制の充実が必要です。

4 相談支援の充実

① 甲府市女性総合相談窓口（DV相談）の充実

関係機関と連携した相談支援、トラブル解決のために法的な対応の必要性がある場合には「法テラス」（日本司法支援センター）を紹介するなど、被害者のニーズに応じた相談支援の充実を図ります。

また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）など精神的に不安定な状態にある被害者に対するカウンセリングを実施します。

このほか、女性に限らず、男性や性的マイノリティの方を含め、誰でも相談がしやすい相談窓口を目指します。

- ・「甲府市女性総合相談室」の対応の充実（人権男女参画課）
- ・被害者のニーズに応じた相談支援の充実（人権男女参画課）

② 外国人・高齢者・障がい者等への配慮

被害者が外国人・高齢者・障がい者等であることによって、支援を受けにくくならないよう、関係部署と連携し、それぞれの被害者の立場に立った支援につながるよう努めます。

- ・外国人・高齢者・障がい者等の立場に立った相談の実施（人権男女参画課）

5 被害者の安全の確保

① 緊急時における安全確保体制の整備

「山梨県女性相談所」や「警察」と連携して、被害者が一時保護されるまでの間、緊急時の安全確保に努めます。また、被害者が高齢者や障がい者である場合や同伴家族が中学生以上の男性である場合など、「山梨県女性相談所」で一時保護できないケースにおいては関係部署と連携して対応します。

- ・同行支援の充実 (人権男女参画課)
- ・高齢者に対する各施設への連絡調整 (福祉保健部 総務課)
- ・障がい者に対する各施設への連絡調整 (障がい福祉課)

② 被害者の情報管理の徹底

加害者からの追跡等に対して、被害者やその家族の安全を確保するため、情報の制限など、被害者へ必要な対応策を提示するとともに、関係機関が連携して、被害者の情報の取り扱いについて厳重な管理を徹底します。

- ・住民基本台帳及び課税台帳の閲覧等の制限 (市民課、市民税課、資産税課)
- ・マイナンバー制度における被害者支援の周知及び情報管理 (市民課、人権男女参画課)
- ・「福祉事務所」、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、学校、幼稚園、保育園等、関係機関と連携した情報管理 (関係課)
- ・マニュアル、事例集の作成 (人権男女参画課、関係課)

③ 保護命令申立てに係る支援

保護命令制度の内容や手続等について、被害者に情報提供するとともに、保護命令申立てに係る助言を行います。また、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」等、関係機関と連携した支援を行います。

さらに、最近では加害者からの追跡が巧妙化してきており、特に子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等、関係機関においても、適切な対応を求められるため、被害者にも保護命令制度を十分に理解してもらうよう努めるとともに、安全のため必ず学校、幼稚園、保育園等に連絡するよう助言します。

- ・保護命令申立てに係る助言 (人権男女参画課)
- ・「山梨県配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」等と連携した支援 (人権男女参画課)

④ 二次被害の防止

市の職員は職務上被害者と接する機会が多いため、DV に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう配慮します。

また、DV 相談等の対応に関わる職員に対する研修の実施、相談のマニュアル等の作成など、二次被害の防止に必要な情報の提供等に努めます。

- 二次被害の防止に必要な情報の提供等の充実 (人権男女参画課)
- 二次被害防止に関するマニュアルの作成と研修の実施 (人権男女参画課)

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援の充実

被害者支援にあたっては、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めていくことが必要です。

また、ひとり親家庭向けの就業・就学のための給付金などの支援制度が、必要な人に十分周知されていない現状もうかがえます。被害者の保護・自立に向けて、各種制度の情報提供や利用についてのサポートを行うとともに、住居確保や司法的な解決に向けた支援、経済的自立や心の回復に向けた支援等を行っていくことが必要です。

6 住宅の確保に向けた支援

① 母子生活支援施設等への入所

被害者が自立をするため、関係機関と連携し、長期にわたる切れ目のない支援を行う必要があります。そのため、一時保護所を退所した後、安定した生活基盤を築くための支援や、安心して社会生活を営むための支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所措置を行います。

- ・母子生活支援施設等への入所措置 (子育て支援課)

② 住宅に係る給付金制度

被害者が、就労能力及び就職の意欲があり、離職後2年以内の場合において住居を喪失する恐れがある方に対して支援を行います。

- ・甲府市生活困窮者住居確保給付金事業 (生活福祉課)

③ 市営住宅入居の優先措置

DV 被害者の居住の安定を図り、自立を支援するため、市営住宅入居に係る優先措置を行います。

- ・市営住宅入居に係る優先措置 (住宅課)

7 就業に向けた支援

① 就業のための情報提供

被害者が経済的に安定した社会生活を営むことができるよう、ハローワーク等と連携を図り、窓口での情報提供を行い、就業等に向けた支援を行います。

- ・ワークプラザ甲府等就業のための情報提供 (子育て支援課・雇用創生課)

② 就業のための支援

雇用の安定や就業の促進を図るため、自立支援プログラムの策定や、ハローワークとの連携による就労の支援、また、必要に応じて、ひとり親就業支援給付金等による支援を行います。

- ・ひとり親就業支援給付金支給事業 (子育て支援課)
- ・ひとり親資格取得就学奨励金支給事業 (子育て支援課)
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課)

8 経済的支援等の生活支援

① 福祉制度等の活用による生活支援

被害者の具体的な状況に配慮しながら、寄り添う視点を持って、自立相談支援や生活保護、児童扶養手当など、各種制度を活用して被害者の経済的支援を行います。

- ・自立相談支援事業 (生活福祉課)
- ・生活保護の相談及び適用 (生活福祉課)
- ・児童扶養手当の支給 (子育て支援課)
- ・児童手当受給者の変更 (子育て支援課)
- ・ひとり親家庭等医療費助成 (子育て支援課)
- ・すこやか子育て医療費助成の保護者の変更 (子育て支援課)

② その他の生活支援

子どもの就学や保育についての変更手続き、健康維持のための予防接種や健康診断への受診促進など、生活を支援する様々な取組を行います。

- ・子どもの就学や保育についての変更手続き等 (学事課、子ども保育課)
- ・保育料算定における世帯状況の考慮 (子ども保育課)
- ・健康維持のための予防接種や乳幼児健診の推奨 (母子保健課、医務感染症課)
- ・スクールカウンセラー等により、DV による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境を整備 (学校教育課)
- ・ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)

基本目標Ⅳ 職務関係者の資質向上

相談の内容は複雑多岐にわたり、その対応も一様ではありません。被害者が安心して相談し、適切な支援を受けるためには、被害者の相談や保護、支援などに関わる職員や相談員といった職務関係者は、それぞれの被害者の立場を理解するとともに、専門性の向上を図り、被害者の立場に立った対応に努める必要があります。

職務関係者が被害者の立場に配慮して職務を行うとともに、二次被害を防止するためには、DVの特性について理解を深めるための、研修機会等の充実が必要です。

また、DVに関する相談は、職務の特性上、職務遂行の過程で心身の健康が損なわれることがあるため、相談員等への心のケアなども重要です。

9 相談員等の資質向上及び研修の充実

① 相談員への研修の実施

「甲府市女性総合相談室」において、定期的に会議を実施して、具体的な相談内容についての情報共有を行うとともに、各種研修会等への参加を通じて、相談員の知識や技術等の向上を図ります。また、相談員自身が、バーンアウト等二次受傷により心身の健康を損ねることがないように、豊富な経験を有する相談員による研修を行います。

- ・「甲府市女性総合相談室」の定期的な会議の実施 (人権男女参画課)
- ・各種研修等への参加 (人権男女参画課)

② 相談・保護等に関わる職務関係者への研修等の実施

被害者が、相談や保護、支援などに関わる職員等の不適切な対応により二次被害を受けることのないよう、DVの相談・保護等に関わる職務関係者に対して、DVの特性の理解や、被害者の秘密保持、被害者の安全への配慮などについての研修等を実施します。

- ・職務関係者への研修等の実施 (人権男女参画課)

基本目標Ⅴ 関係機関との連携の強化

被害者が保護され、適切な支援を受け、自立して社会生活を営んでいくためには、「甲府市女性総合相談室」、「福祉事務所」、「児童相談所」、「女性相談所」、「警察」、「法務局」、「法テラス」、「弁護士会」、母子生活支援施設などの社会福祉施設、医療機関、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、効果的な施策を実施していくことが必要です。

また、DV防止及び被害者の保護に資するため、先進事例や各種の調査結果等を施策の推進に極力反映させるとともに、支援に関し被害者から苦情の申出があった際は、適切かつ迅速に対応していくことも求められます。

そのため、被害者の発見・相談・保護・自立等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行うため、関係機関や地域団体、庁内の関係課等との連携・協力体制を強化していくことが重要です。

10 関係機関との連携強化

① 関係機関との連携によるDV防止の啓発や被害者支援等の実施

山梨県が開催するDVに関係する会議等への参加を通じ、被害者の早期発見や自立支援に向けて、実効性のある機動的な連携・協力体制を構築し、円滑かつ被害者のニーズに応じた適切な支援が提供できるよう関係機関との連携を深めます。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、適切な機関の紹介を行うとともに、必要に応じて一定の場所へ関係部局の職員が出向くよう調整する等、円滑な支援を推進します。

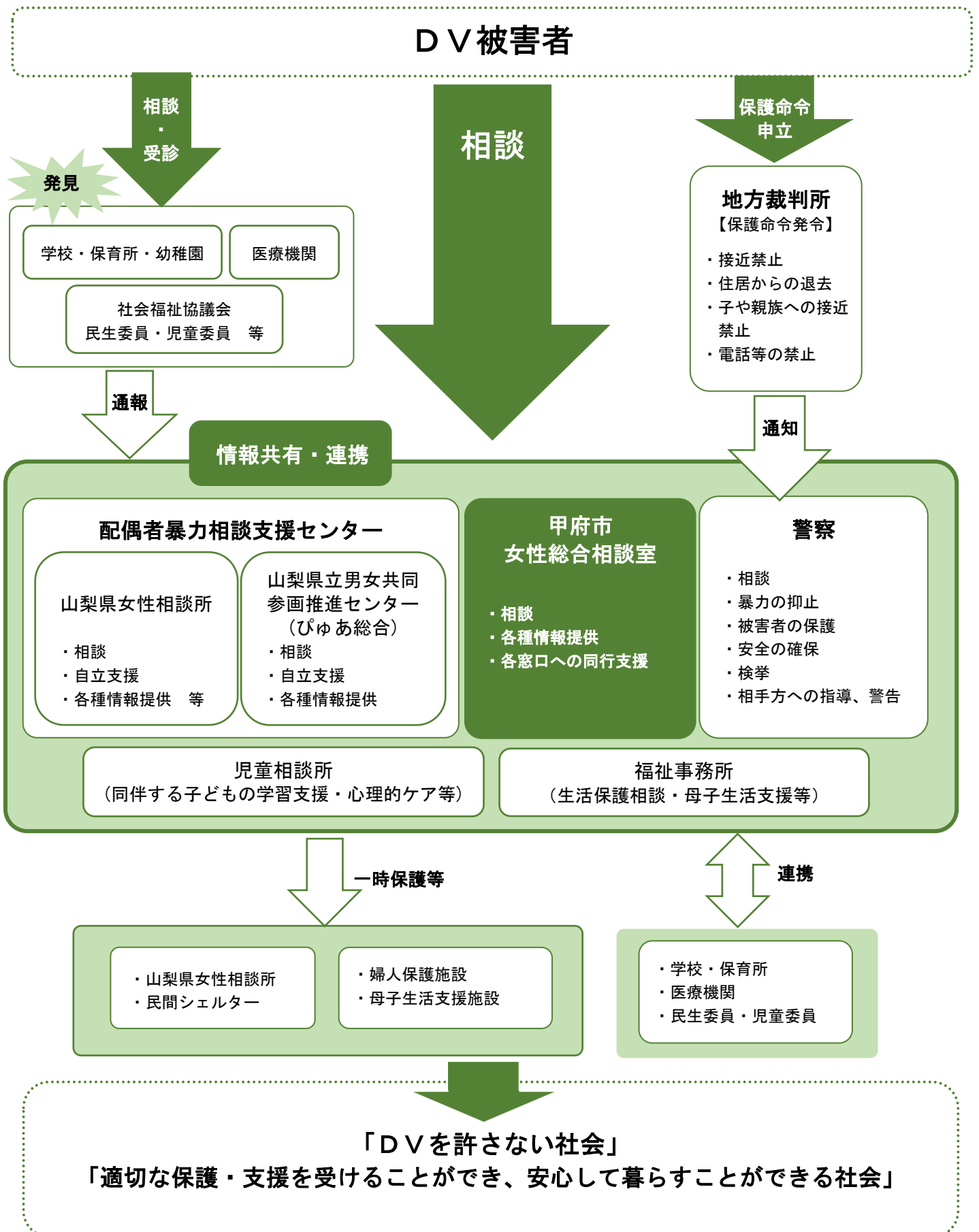
- ・事例検討会等への参加 (人権男女参画課)

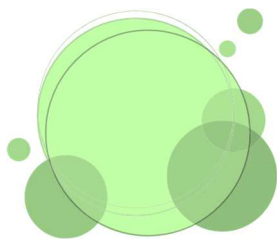
② 庁内連携の強化

相談及び被害者支援の内容は多岐にわたることから、そのケースに応じた適切な判断や支援のため、庁内のDV対策会議の設立を検討します。また、被害者の保護に係る職員の職務執行に関して苦情の申し出を受けたときには、適切かつ迅速な処理を行います。

- ・庁内のDV対策会議設立の検討 (人権男女参画課・関係課)
- ・各種手続きの円滑化の推進 (関係課)
- ・被害者からの苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備 (人権男女参画課)

D V 被害者支援の流れ





資料

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた

後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべき

ものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行う

よう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

る。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の

本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであ

って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十

五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは

は所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命

令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命

令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者か

らの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律に

よる改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日。

2 / 用語の解説

行	用語	説明
か	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。
さ	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス /sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー /gender）という。
	性的マイノリティ	性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。性的指向、性的自認などの性の領域に関して社会的に少数派のこと。 LGBTQは、性的マイノリティのうち代表的なカテゴリーの英語の頭文字をとって作成された言葉で、Lesbian（レズビアン）は同性に性的指向が向く女性、Gay（ゲイ）は同性に性的指向が向く男性、Bisexual（バイセクシュアル）は同性も異性にも性的指向が向く人、Transgender（トランスジェンダー）は出生時に割り当てられた性とは異なる性自認を持つ人等を意味する。Qは2つの意味を持ち、Questioning（クエスチョニング）は性的指向や性自認が分からない、決めていない人等、Queer（クィア）は伝統的・社会的規範に当てはまらない多様な性の在り方等を意味する。
た	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対して振るわれるあらゆる形の暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的な暴力のほか、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的な暴力も含まれる。
	DV	Domestic Violence の略語。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある、またはあった者から振るわれるあらゆる形の暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力も含まれる。
な	二次受傷	相談員等の支援者が、被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること。
	二次被害	DVにより、心身ともに傷ついた被害者が、相談や保護等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、さらに傷つくこと。

行	用語	説明
は	バーンアウト	被害者の話を聞くうちに、聞いている相談員等の支援者が燃え尽きてしまうこと。
	PTSD（心的外傷後ストレス障害）	自分の力ではどうしようもない災害・犯罪・家庭内暴力などの恐怖体験や辛い経験が原因となり、様々な精神的症状が現れる病気。主な症状としては、恐怖体験を突然思い出すフラッシュバック、悪夢を見る、不眠、イライラなどがある。
	保護命令	<p>配偶者から身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体的暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、裁判所が被害者からの申立てにより加害者に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」がある。</p> <p>保護命令に違反すれば1年以下の懲役または100万円以下の罰金の罰則がある。</p> <p>「接近禁止命令」： 加害者が、被害者や被害者と同居している未成年の子や被害者の親族等の身边につきまったり、住居、勤務先などの付近を徘徊したりすることや、被害者に対し無言電話、連続電話、ファクシミリ、電子メールの送付などを6か月禁止する命令。</p> <p>「退去命令」： 加害者に2か月、被害者とともに生活の本拠としている住居から出ていくこと、付近の徘徊禁止を命じること。</p>

3 配偶者等からの暴力（DV）等に関する相談窓口

甲府市女性総合相談室	電話番号	055-223-1255
	相談時間等	【電話・面接相談】 月曜日～木曜日 午前9時00分～12時00分 午後1時00分～4時00分 金曜日 午前9時00分～12時00分 午後1時00分～7時00分 ※祝日を除く
山梨県女性相談所	電話番号	055-254-8635
	相談時間等	電話相談 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後8時00分 面接相談 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 ※祝日を除く
山梨県立男女共同参画推進センター (ぴゅあ総合)	電話番号	055-237-7830
	相談時間等	電話相談 月曜日～日曜日 午前9時00分～午後5時00分 面接相談 月曜日～日曜日 午前9時00分～午後4時00分 ※第2・第4月曜日、休館日を除く
山梨県警察総合相談室	電話番号	#9110 (プッシュ式)・055-233-9110
	相談時間等	24時間受付(土・日曜日、祝日、夜間は警察署の日直又は宿直の警察官が対応)
女性の人権ホットライン	電話番号	0570-070-810
	相談時間等	電話相談 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 面接相談 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

令和5年3月

発行：甲府市 市民部 市民総室 人権男女参画課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5209

FAX：055-222-2062
